

真岡ロータリー奨学金制度（規約）
「修学資金」

1 名称 真岡ロータリー奨学金制度

2 目的

真岡市、芳賀町、市貝町の中学校に在籍する3年生を対象に募集し、高等学校又は高等専門学校（以下、「高等学校」という。）に進学することが決まった生徒が、生徒が属する世帯の経済的理由により修学が困難な場合に学資の一部を支給し、広く有能な人材を育成することを目的とする。

3 応募資格

次の条件をすべて満たす生徒を対象とする。

- (1) 真岡市、芳賀町、市貝町の中学校に在籍する3年生、学校教育法等に定める高等学校に入学しようとする生徒で、学習活動その他の品行が正しく、健康で将来良識ある社会人として活動できる見込みがある生徒。
- (2) 父母又はこれに代わって家計を支える方の前年の認定所得金額が別表1の収入基準以下である世帯に属する生徒。

4 募集人数 10名以内。

5 支給金額 年5万円 返済不要。

- 6 支給期間
- ① 高等学校に入学した生徒 3年間。但し、通信制課程及び夜間部に入学した生徒は最長4年まで伸長できる。
 - ② 高等専門学校に入学した生徒 5年間。
 - ③ 第11の(3)の猶予期間を6か月間とした場合、猶予期間経過後、奨学生及び保護者と面談し、第11の(2)特段の事情が改善され、支援継続を決定した場合、その決定後に奨学金を指定口座に振込により支給する。
 - ④ 第11の(3)の退学により猶予期間を1年とした場合、その期間は支給を停止し、前号の期間に参入しない。

7 支給方法

- (1) 年1回支給（3月）。初年度は高等学校の合格証のコピーの提出、二年目からは、在学証明書のコピーの提出をもって支給する。

例) 一年生 入学決定時、入学準備金等

二年生 修学旅行資金等

三年生 受験費用、就職準備金等

- (2) 初年度は直接支給とし、二年目からは奨学生の父母等が指定する銀行口座に4月中に振り込む方法で支給する。

8 応募手続き等

- (1) 応募期間 毎年7月1日～9月30日

- (2) 応募方法 申込希望者が上記期間中に別紙申込書を真岡ロータリークラブ宛に郵送又は持参する。

- (3) 提出書類（受給候補者決定後、受給候補者の保護者が下記該当書類の何れか指示されたものを提出する）

- ①世帯収入のわかるもの（源泉徴収票又は住民税決定証明書）
- ②生活保護受給証明書
- ③住民税非課税証明書
- ④家族全員の住民票
- ⑤削除

- (4) 申込書並びに提出された書類は、奨学生選定及び決定のためにのみ使用する。

9 選考方法

- (1) 選考方法は、住民税非課税世帯、生活保護受給世帯、準生活保護受給世帯、一人親世帯、多子世帯等経済的に厳しい世帯に属する生徒を優先する。

- (2) ① 生活保護受給世帯

- ② 住民税非課税世帯、準生活保護受給世帯

- (3) (2)の①②中、同等の受給候補者が多数の場合、年収の多寡を基準に選考し、さらに母子世帯の場合多子世帯を優先する。

10 奨学生の決定等

提出のあった書類等について審査・選考し、12月中旬までに奨学生を決定する。

1.1 奨学金の支給停止

- (1) 奨学生が不登校、留年、休学、退学の状況に陥った場合、任意の書面で届け出なければならない。

- (2) 退学、休学、留年、不登校の場合は、原則支給を停止する。但し、何れの場合も奨学生及びその保護者と面談し事情聴取する。休学、留年、不登校の場合は特段の事情があると認定する場合、退学の場合は奨学生の責めに帰すことができない特段の事情があると認定する場合、支給を一時停止することができる。事情

聴取に応じない場合は支給を停止する。

- (3) 支給を一時停止する場合、最終決定するまでに猶予期間を設けなければならない。猶予期間は原則6か月間とし、奨学生の責めに帰すことができない特段の事情があると推定される場合は本人の申し出により1年まで伸長できる。

(11の(3)を移動)

注 いじめ、家族介護、奨学生の疾病等により退学しても他の高校への入学や大検を受ける等高等学校卒業を目指す場合を想定

1.2 その他

- (1) 奨学生候補者として選定された場合、奨学生は高等学校合格後、速やかに入学許可書ないしそれに代わる物の写しを当クラブ宛に提出しなければならない。
- (2) 奨学生候補者に選定された生徒の申込書の記載事項に偽りがあった事が判明した場合、奨学生の父母等に事情聴取後支給を取り消すことができる。
- (3) 保護者は、振込まれた修学資金の使用明細のわかる領収書等の写しを真岡ロータリークラブ事務局に提出しなければならない。
- (4) 奨学生は、当クラブに関し、各種書類の提出以外には何ら義務を負わない。
- (5) 理事会の決議により、真岡ロータリー奨学金制度(規程)を別に定めることができる。

1.3 奨学金の原資

① 会員からの篤志寄付

② 会員からの寄付金(又は、寄付金をクラブ会費に組み入れた場合は会費)

2017 - 18年度 1月～6月分 月額1,000円

初年度 月額1,000円(2018 - 19年度)

2年目 月額2,000円

3年目以降 月額3,000円

1.4 将来的な展望

- ① 認定NPO(特定非営利活動)法人設立を目指す。

利点 賛同者の寄付金が一定割合で損金扱いができるので、賛同を得やすい。

問題点 賛同者100人以上

- ② 奨学金支給人数、支給金額を増やす。

別表 1 収入基準額

世帯人員	収入基準額
1人	1,390,000円
2人	1,980,000円
3人	2,120,000円
4人	2,290,000円
5人	2,390,000円
6人	2,500,000円
7人	2,620,000円
7人を超える場合	1人増すごとに120,000円を世帯人員7人の収入基準額に加算します。

※所得等の特別控除については、栃木県育英会に準じています。

附則

規約 2・6・7・8 令和1年6月6日理事会変更決議。

規約 3・7・8・10 令和2年9月10日理事会変更決議。

規約 4・6・7・8・9・11 令和4年6月2日理事会変更決議